

宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 （2015） 年 4 月

宝 塚 市

目 次

I	はじめに	1
1	取組の背景	1
2	市行動計画の策定	2
II	新型インフルエンザ等対策の考え方	3
1	対策の目的及び基本的な戦略	3
2	基本方針	4
3	対策実施にあたっての基本的な考え方	4
4	本計画における主要な対策	11
5	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	18
6	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	19
7	患者情報等の取扱いに係る考え方	22
III	未発生期の対策	23
(I)	基本的事項	23
(II)	対策の内容	23
1	実施体制	23
2	情報収集・提供	23
3	予防・まん延防止	25
4	医療体制	27
5	市民の生活及び経済の安定の確保	27
IV	海外発生期（県内未発生期）、県内発生早期、市内未発生期の対策	29
(I)	基本的事項	29
(II)	対策の内容	30
1	実施体制	30
2	情報収集・提供	30
3	予防・まん延防止	32
4	医療体制	34
5	市民の生活及び経済の安定の確保	34
V	市内発生早期の対策	36
(I)	基本的事項	36
(II)	対策の内容	37
1	実施体制	37
2	情報収集・提供	37
3	予防・まん延防止	39
	対策レベル1	39

対策レベル2	41
対策レベル3	43
4 医療体制	50
5 市民の生活及び経済の安定の確保	50
対策レベル1 及び対策レベル2	50
対策レベル3	50
VI 市内感染期の対策	52
(Ⅰ) 基本的事項	52
(Ⅱ) 対策の内容	53
1 実施体制	53
2 情報収集・提供	53
3 予防・まん延防止	54
対策レベル1 から3 までの共通事項	54
対策レベル1 及び対策レベル2	55
対策レベル3	55
4 医療体制	55
5 市民の生活及び経済の安定の確保	56
対策レベル1 及び対策レベル2	56
対策レベル3	56
VII 小康期の対策	58
(Ⅰ) 基本的事項	58
(Ⅱ) 対策の内容	58
1 実施体制	58
2 情報収集・提供	58
3 予防・まん延防止	59
4 医療体制	60
5 市民の生活及び経済の安定の確保	60
【 資料等 】	61
宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例	61
宝塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱	63
新型インフルエンザ等対策業務一覧	67
【 用語解説 】	68

I はじめに

1 取組の背景

インフルエンザ¹は、我が国では、通常冬季に流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。

ウイルスの抗原性の違いにより、A、B、Cの3型に分類され、流行を引き起こすのはA型とB型である。

特にA型の突然変異による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック²）となりうる。

20世紀に歴史上判明している新型インフルエンザによるパンデミックは大正7年（1918年）のスペインインフルエンザ、昭和32年（1957年）のアジアインフルエンザ、昭和43年（1968年）の香港インフルエンザである。

また、平成21年（2009年）には新型インフルエンザ（A/H1N1）（現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ（H1N1）2009」と呼ばれる。）が発生した。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年5月に制定された。

¹ インフルエンザ

インフルエンザは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

² パンデミック

感染症の世界的大流行。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

さらに、平成 25 年 6 月には、「新型インフルエンザ³等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、平成 25 年 10 月には、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が、とりまとめられた。

2 市行動計画の策定

本市においては、新型インフルエンザ対策として、平成 21 年 11 月に「宝塚市新型インフルエンザ対策計画」を策定した。

今回策定した「宝塚市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）は、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、整合性を図りながら、専門家の意見を聞いて、これまで本市が策定した新型インフルエンザ対策計画を改定する形でとりまとめたものである。

本行動計画は、宝塚市の市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示したものである。

また、本行動計画は、特措法や政府行動計画、県行動計画を踏まえて、新型インフルエンザに加え、以下の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とすることとする。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する「新感染症⁴」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、特措法第 8 条に規定する市町村行動計画に位置づけるとともに、政府行動計画、県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

また、よりきめ細かく的確な対応を行うため、「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を作成し、本行動計画の具体化を図っていくとともに、出現した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等により、臨機に柔軟な対応が可能となるように整備していくこととし、市民・事業者に対しては、本行動計画を積極的に広報し、周知を行うことにより意識の高揚を図っていく。

³ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

⁴ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第 6 条第 9 項）

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の考え方

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性⁵が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして、地域医療の受け入れのキャパシティを超えないようにするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 行政はもとより、市民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、市民の生活や経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を減らす。
- ・ 医療機関及び各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の継続と、市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

⁵ 病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会全体の危機管理として取り組む必要がある。

(1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ等対策に積極的に取り組む。

(2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、本市は、市民に対して、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

(3) 医学的ハイリスク者（※）への対応の充実

新型インフルエンザ等により患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク者」への対応を重点的に行う。

※ 基礎疾患を有する者(呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者)及び妊婦、小児

3 対策実施にあたっての基本的な考え方

(1) 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえるとともに、県行動計画との整合を図るため、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、病原性(重症者の発症状況等)、感染力(発生患者数等)の程度に応じて3つの対策レベルを用意する。

具体的な対策の実施にあたっては、特措法第 18 条に基づき政府の定める基

本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)、県の対処方針に基づき、地域状況を考慮して、適切な対策レベルを選択することとするが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策項目ごとに具体的な対策を選択していく。

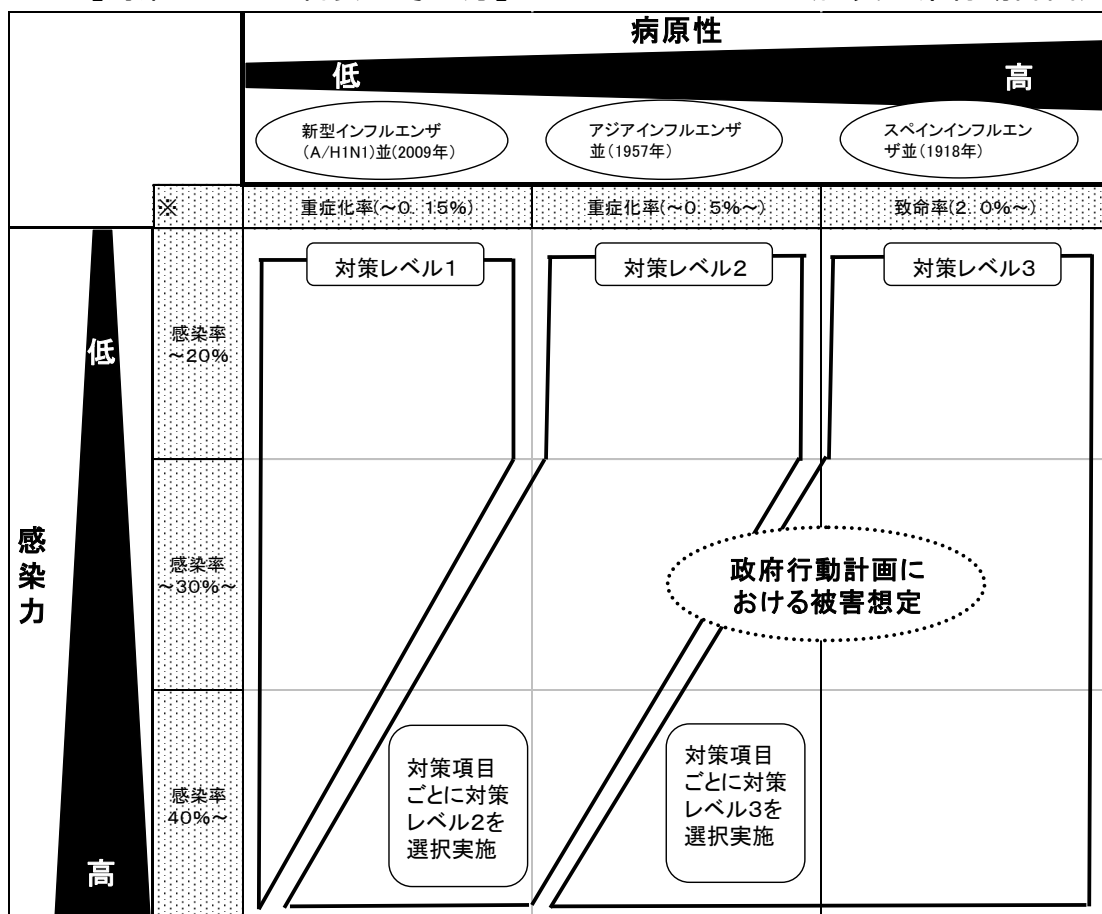
発生初期などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合に備えた対策をとることを基本とするが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、基本的対処方針も踏まえ、より適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。

また、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を行ったときは、特措法第4章の規定による緊急事態措置が実施されることとなる。この場合、対策レベル3の対策を実施する。

市内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会生活の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対処していく。

【対策レベルの目安の考え方】

(出典：県行動計画)



(2) 発生段階に応じた対応と対策の変化

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて政府対策本部が決定する。県対策本部は、国内各地域や県内の発生状況を勘案し、必要に応じて国と協議したうえで発生段階の決定とその移行を判断する。

また、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があること、必ずしも順を追って移行するとは限らないこと、また、地域によっては発生段階に違いが生じることがあることを念頭において、県は二次保健医療圏域⁶単位で発生段階を決定していくことが必要としており、本市は、県の決定を受け、県等と連絡を密にして対策を実施する。

本計画では、政府行動計画、県行動計画に基づくとともに、市内の状況の分かりやすさも考慮して、次の5つの発生段階に分類している。

(国、県の発生段階との関係は次表のとおり)

- ① 新型インフルエンザ等が発生する前の【未発生期】
- ② 海外での発生あるいは国内又は県内での発生早期段階ではあるが市内では未発生の【海外発生期(県内未発生期) 県内発生早期】、【市内未発生期】※
- ③ 市内で発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査⁷で追える状態の【市内発生早期】
- ④ 接触歴が疫学調査で追えなくなった状態の【市内感染期】
- ⑤ 小康状態となる【小康期】

※海外発生期(県内未発生期)と市内未発生期は発生段階としては別個のものであり、さらには県内発生早期においても市内未発生の時期が想定される。しかし、海外、県内のいずれかで新型インフルエンザ等患者が発生したとしても、市内に感染が認められるまでの対応は基本的に変わらないことから、本計画では海外発生期、県内発生早期と市内未発生期を併せて記載することとした。

⁶ 二次保健医療圏域

二次保健医療圏域は、入院医療を提供する体制の確保を図るため、一般病床及び療養病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域である。

医療法施行規則第30条の29(区域の設定に関する基準)の規定を踏まえつつ、住民の生活圏、行政や保健医療団体の区域、中核的な医療機関の分布、患者の受診状況などを総合的に勘案して設定している。

⁷ 疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

これまで発生したインフルエンザの経験から、潜伏期間中の者や不顕性感染⁸の者が感染を拡大させる大きな要因となりうることもある。したがって、新型インフルエンザ等の感染拡大を完全に防ぎ止めることは困難であり、感染を知り得た時点では、一定程度感染が拡大していることも考えられることに留意しなければならない。さらに、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容を変更する必要があることに留意する。

⁸ 不顕性感染

細菌やウイルスなど病原体の感染を受けるが、病気の症状が現れずに免疫ができてしまう感染のこと。

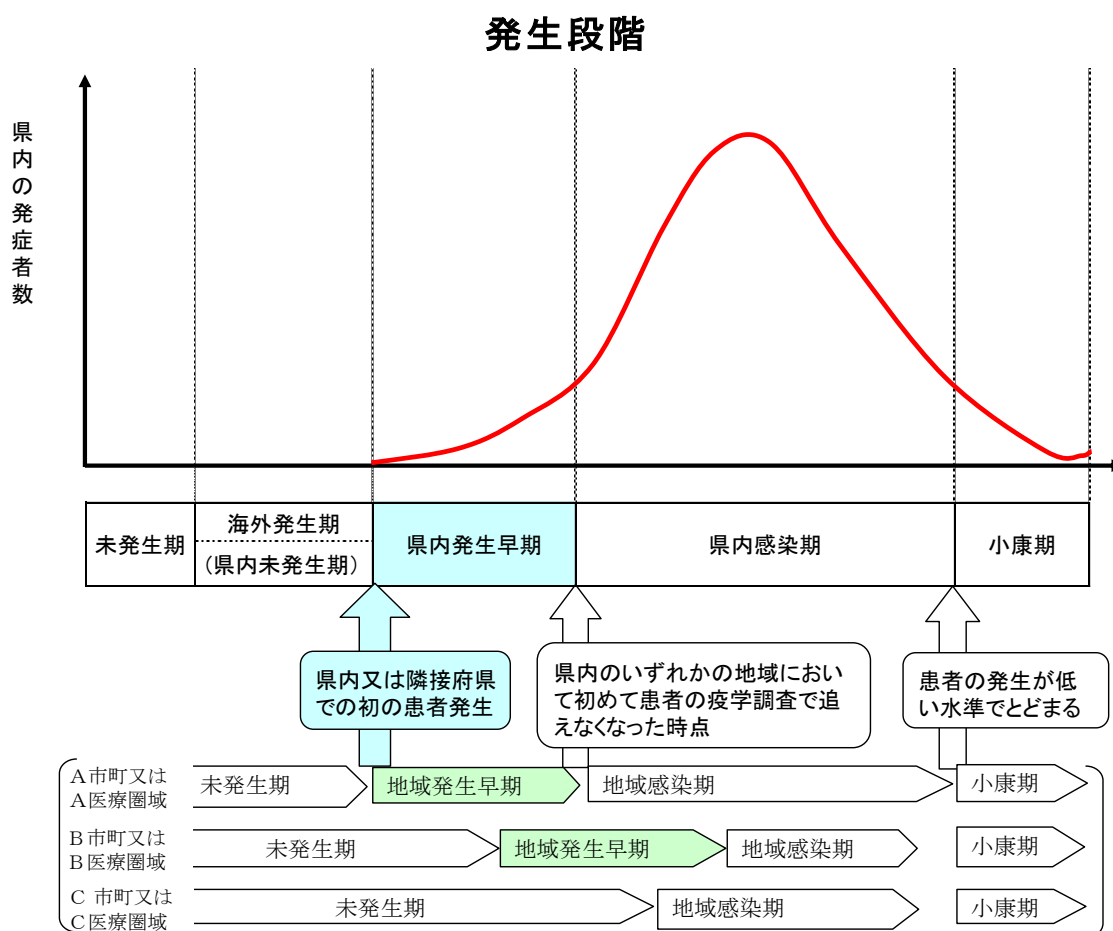
【発生段階】

市内の状態	県内の状態	国の状態
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態		
【海外発生期】 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
(県内未発生期) 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【市内未発生期】 市内で患者が発生していない状態	【県内発生早期】 県内又は隣接府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
【市内発生早期】 市内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
【市内感染期】 市内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内感染期】 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
【小康期】 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

- ※ 本計画における「市内」の発生段階は、県が決定する「地域における発生段階」に準じる。
- ※ 本計画において「市内」は、阪神北二次保健医療圏域を含む。
- ※ 発生の状況によって、県内感染期であっても市内未発生期であるという状況もあり得る。
- ※ 県計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県である。

(参考)

(出典：県行動計画)



(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響については、政府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- ・ 流行期間は、約8週間で、約2週間のピーク時があり、その後収束に向かうとされている。
- ・ 国民の25%が、流行期間中に順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話・看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、自らはり患していなくても出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【被害想定について】

【国の被害想定】

国は、政府行動計画の作成にあたって、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、患者数等の流行規模に関する想定を行っている。実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であるとしている。

また、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、感染経路の要因（飛沫感染、接触感染等）、社会環境など多くの要素に左右される。病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

さらに、想定にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意するほか、この被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしている。

本計画では政府行動計画に想定している流行規模に準じた被害想定を試算するものの、県が決定する3段階の対策レベルを置くことにより発生時の状況に応じて、適切な対策を選択することとしている。

【政府行動計画における被害想定及び市内の被害想定】

	全国		宝塚市	
り患者数	全人口の 25% がり患する。			
	3,195 万人		5.7 万人	
医療機関を受診する患者数	約 1,300 万人～約 2,500 万人		約 2.3 万人～約 4.4 万人	
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	～約 53 万人	～約 200 万人	～約 930 人	～約 3,500 人
1 日最大入院患者数	10.1 万人	39.9 万人	～約 170 人	～約 700 人
死亡者数	～約 17 万人	～約 64 万人	～約 300 人	～約 1,100 人

※1 宝塚市人口統計調査により試算。

(平成 26 年 10 月 1 日現在の推計人口:227,915 人)

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率⁹を 0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0% (重度)として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

4 本計画における主要な対策

本計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、戦略的に対策を実施することとしている。分野として、「(1)実施体制」、「(2)情報収集・提供」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)医療体制」、「(5)市民の生活及び経済の安定の確保」の5項目を設け、各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的に主な対策について、以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、国家的危機事案であり、本市としても、全庁体制で対応するとともに、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

ア 本市の体制

本市では、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、必要に応じて、宝塚市新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下「対策連絡会議」という。)で状況を監視し、対処する。

新型インフルエンザ等が疑われる事象が海外で発生した場合には、全庁的組織として、宝塚市新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、全庁的な調整を行う。

この会議においては、特に各部局が国の所管官庁や県の所管部局からの縦系列で入手する情報の一元化を行い、国内発生に備えて的確に情報を全庁的に共有し、円滑に対策が実行できるようにする。

⁹ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府が緊急事態宣言を行ったときは、特措法第 34 条に基づき、直ちに宝塚市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

対策本部が設置された場合は、政府対策本部が定める基本的対処方針を基本としつつ、県や関係機関の意見等も考慮のうえ、病原性や感染力に応じて、対策項目ごとに本計画に定める3つの対策レベルから適切な対策を実施する。

国が緊急事態宣言（特措法第 32 条）を行い、本市が特措法第4章に規定する緊急事態措置を実施すべき区域として指定された場合には、県と連携して緊急事態措置並びに本計画に定める対策レベル3の対策を実施する。

なお、市内で患者が発生しているにもかかわらず、国内における臨床症例の集積に時間を要するなどの理由により、国が緊急事態宣言を行わない場合は、危機管理の観点から、県の判断を踏まえ、必要に応じて県と連携して対策レベル3の対策を実施する。

また、多くの職員が罹患して欠勤することも想定し、全庁的な応援体制をとることが必要である。

【体制の概要】

	宝塚市新型インフルエンザ等 対策本部	宝塚市新型インフルエンザ等 警戒本部	宝塚市新型インフルエンザ等 対策連絡会議
本部長 等	本部長：市長 副本部長：副市長	本部長：危機管理監 副本部長：健康福祉部長	事務局：都市安全部
構成員	関係部長等	各部局総括課の室長	関係課長等
設 置 段 階	国内、近隣市町、市内で発生またはその疑いがあるとき	海外で発生した疑いがある場合で、市長が必要と認めるとき	必要に応じ開催する

（２）情報収集・提供

ア 情報収集・提供の原則

新型インフルエンザ等の発生は、国家の危機管理に関わる課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、事業者、市民など各々がそれぞれの役割を認識し、行動する必要がある。そのためには、正確で十分な情報が必要となる。また、それぞれの行動主体がコミュニケーションを図り、双方向に情報を交流させ、共有を図る必要がある。

情報の受け手は多様である。高齢者、障がい者、こども、外国人など配慮が必要な様々な市民を念頭に、多様な広報媒体による多元的な情報提供を実

施するとともに、情報の内容についても、誰もが理解しやすいものになるよう工夫する。テレビや新聞等のマスメディアの役割は重要であり、その協力を求める。インターネットやソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用して、市民に対し、直接情報提供を行う。また、情報提供に際しては、聴覚障がい者等に配慮した文字や絵の活用、視覚障がい者等に配慮した音声や点字の利用、外国人に配慮した多言語の使用などを行う。

事態を的確に認識し、適切に備えるためには、総合的な情報が一元的に提供される必要がある。このため、情報を集約し、総覧できるホームページを開設する。

情報を発信する際には、当該情報の発信によって社会的な混乱を来さないか、時機を失することによって価値を失わないか、という点に留意する必要がある。迅速かつ正確な情報発信が何よりも肝要である。

イ 医療確保のための流行情報の収集・提供

新型インフルエンザ等対策を有効に実施していくためには、サーベイランス¹⁰が極めて重要である。このため発生段階に応じて、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析するとともに、その結果について医療機関をはじめとする関係機関に迅速かつ的確に伝達し、対策に活用することが重要である。

本市は、国や県が行うサーベイランスに適宜協力する。

ウ 市民に対する情報提供と共有

(ア) 発生前

発生時の対策の円滑な実施を図るため、本計画の内容は、事前に市民、県、医療機関、事業者、報道機関等に十分説明しておく必要がある。

特に、市民や事業者等に活動の自粛を要請することがありうることについて、丁寧な事前説明が必要である。すなわち、発生直後の病原性が明らかでない段階でも、病原性、感染力ともに高いことを想定して予防やまん延防止の対策を速やかに実施するという危機管理の観点から、不要不急の外出(食料の購入、通院、通勤など生活のために不可欠の外出以外の外出)や、不特定多数に対する営業活動やイベントの開催など事業者や施設等の活動について自粛の要請を行うことがありうることについて、理解を得ておく必要がある。

また、学校や幼稚園、保育所等において集団感染が発生し、地域や通

¹⁰ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

学エリアでの感染拡大のおそれがあることから、学校等の関係者はもとより、児童、生徒、保護者等に対し、平時から感染症予防や公衆衛生について啓発しておく必要がある。

あわせて、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて患者やその関係者に責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図ることが重要である。

（イ）発生時

新型インフルエンザ等の発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。その際、個人情報の取扱いなど患者等の人権に充分配慮しなければならない。

また、市民からの一般的な問い合わせに対し、適切に情報提供を行うため、電話で対応できる相談窓口¹¹を設置する。市民から寄せられる問い合わせや関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、情報提供に反映させる。

エ 本市の情報提供体制

情報提供に当たっては、正確な情報を一元的に発信することが必要である。

このため、新型インフルエンザ等対策に関する広報に関しては、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整し、情報提供の一元化を図るとともに、流行状況に応じて、市内及び国内外の発生状況や対策の実施等について、定期的に情報提供を行う。

（３）予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的と対策の柔軟な運用

新型インフルエンザ等の予防・まん延防止の目的は、①流行のピークをできるだけ遅らせることで、対策実施のための体制整備を図るための時間を確保すること、②流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることの２点である。

¹¹ 相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市の窓口。

まん延防止対策は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、具体的な対策を実施するとともに、必要性の低下した対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止策

- (ア) 個人レベルの対策については、未発生期から、咳エチケット¹²・マスクの着用・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策の啓発を図る。
- (イ) 地域対策及び職場対策については、県内発生の初期段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- (ウ) 緊急事態宣言が発出され、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設使用制限等を行った場合は、適宜協力する。

ウ 予防接種

(ア) 予防接種の目的等

予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を抑え、医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。

新型インフルエンザのワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン¹³とパンデミックワクチン¹⁴の2種類がある。なお、新型インフルエンザ以外の新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般国民に対して実施する「住民接種」に区分されている。両者へのワクチンの配分など実施のあり方については、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、発生時の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ

¹² 咳エチケット

インフルエンザの感染拡大を防ぐため、厚生労働省が提唱する咳をするときのマナー。マスクを着用する、マスクのない場合はティッシュなどで押さえる、使用したティッシュはゴミ箱に捨てるなど。

¹³ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

¹⁴ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

で総合的に判断し、決定することとされている。

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第 31 条第 2 項及び第 3 項又は第 46 条第 6 項により医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行うことがある。

本市は県と連携して、医療機関や市民に、国が収集した副反応についての情報提供を行い、適切な接種を実施する。

(イ) 特定接種

① 特定接種の考え方

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、国は、発生した新型インフルエンザの病原性などの特性について基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断して、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定することとしている。

② 本市職員への接種

本市は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、接種対象職員に速やかに特定接種を実施する必要がある。このため、新型インフルエンザの発生により対応が必要となる業務に従事する職員の職務内容を精査し、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ別に定める。

特定接種の対象となる本市職員については、対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。

本市職員への接種については、原則として集団的接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種医師の確保、接種場所など接種体制の構築を図る。

③ 登録事業者の要員への接種

特定接種の対象となる登録事業者は、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、政府行動計画において示される「特定接種の対象となる業種・職務について」により定められている。

その登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事する者のみが、実際に特定接種の対象となり得る。

特定接種の対象となる事業者の登録は、厚生労働大臣が別に定める手順により、事業者からの申出に基づいて行われる。このため、登録事業者の候補となりうる事業者に対し、あらかじめ登録の要請を行うなど、厚生労働省の登録手続きについて、必要な協力を行う。

(ウ) 住民接種

政府対策本部は、緊急事態宣言が発せられれば、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種の対象者及び期間等を定めて、市に住民に対する予防接種を指示することができる。

住民接種の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、実際に新型インフルエンザが発生した際には柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザの病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

住民接種については、本市が実施主体となり、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種により接種を実施することとなる。

このため本市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣の指示により予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく接種(新臨時接種)が行われることがある。この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施するものとする。

(４) 医療体制

新型インフルエンザ等が広範にまん延した場合には、大量の患者が発生することが予測されるが、市内の医療資源(医療従事者、病床数等)には限りがあることから、県等と連携して効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、医療体制の整備については、健康福祉事務所(保健所)を中心として、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の地域の関係者と密接に連携を図りながら、本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(５) 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程

度続くとされている。このことにより、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、国、県、市、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に事業継続計画の作成や物資の備蓄などの十分な準備を行う。また、一般の事業者においても積極的に事前の準備を行うことが重要である。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市、又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特措法には、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等、市民の権利と自由に制限を加える条項が盛り込まれている。これらの実施にあたっては、憲法が保障する基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行わなければならない。

なお、市民に対しては、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない措置であることを十分説明し理解を得る必要がある。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、高い致死率、強い感染力を持った新型インフルエンザ等の発生に備えるという、最悪の事態を想定した危機管理制度を法制化したものである。

危機管理の原則として、事態が明らかになっていない時期においては最も強力な措置を採ることが必要であるが、状況が把握でき、事態の程度がそれほど深刻でないことが明らかになった場合には、それに応じた措置へと柔軟に変更させていくことが必要となる。

新型インフルエンザ等対策についても、この原則に則り、病原性や感染力の高低に応じてどのような措置を講ずることが妥当なのか、十分検討する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部、対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部長は必要に応じ県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請し、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 本市の役割

市民に最も近い行政単位である本市は、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき、県や近隣の市町と緊密な連携を図りつつ、的確に対策を実施する。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被

害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療に当たるとともに地域の医療機関と連携して必要な医療を提供する。

（５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資器材等を整備するとともに発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要請に基づき必要な措置を講ずる。

（６）登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても市民生活及び経済の安定に寄与する事業を継続的に実施するよう努めなければならないと規定されている。

このため、あらかじめ特定接種に関する内容等を含めた事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

（７）一般の事業者の役割

一般の事業者については、従業員及び顧客や取引先等への感染防止の役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定多数の人々が集合する場などにおける事業などについて、自粛・縮小等を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

（８）市民の役割

市民については、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るよう努める。

新型インフルエンザ等対策に係る国・県・市等の主な役割

	基本的な考え方	新型インフルエンザ等対策に係る主な役割			
		発生前（未発生期）		発生後（海外発生期から小康期）	
国	①国際社会における国家としての事務 ②全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ③地方自治の基本的な準則作成 ④全国的な規模・視点で行う施策・事業	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表 ・特措法の運用 ③指定公共機関の指定	④ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討 ⑤抗インフルエンザウイルス薬、医療資機材の備蓄 ⑥通常の検疫体制 ⑦訓練の実施 ⑧国民への普及啓発 ⑨調査及び研究に係る国際協力 ⑩登録業者の指定	①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究・連携 ④検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請 ⑤ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定 ⑦在留邦人への対応	⑧基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨対策本部設置 ⑩特定接種の実施 ⑪優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫埋火葬の特例制定 ⑬物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）
県	市町村を包括する広域の地方公共団体 ①広域的・専門的な対策 ②国と市町・市町間の連絡調整 ③市町の補完	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・県行動計画の作成 ・医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握） ・必要な防護具の備蓄 ・医療資機材の国への要請	③指定地方公共機関の指定 ④抗インフルエンザウイルス薬備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種の実施体制整備 ⑦市町の対策支援 ⑧訓練の実施 ⑨県民への普及啓発	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥対策本部設置 ⑦入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設）	⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨特定接種の実施 ⑩社会活動制限の実施（外出自粛・使用制限協力要請） ⑪市町との情報共有 ⑫新型インフルエンザワクチンの流通監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
市	基礎的な地方公共団体 ①市民生活に直結する行政事務	①情報収集・提供 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・市行動計画の作成 ③食料品、生活必需品等の提供体制の確保	④必要な防護具等の備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種及び市民の予防接種実施体制の整備 ⑦要援護者への支援体制整備（市民の生活支援） ⑧訓練の実施 ⑨市民への普及啓発	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③県実施の疫学調査等への協力 ④初期救急等一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑤消毒活動	⑥特定接種及び市民の予防接種の実施 ⑦埋火葬の円滑実施 ⑧県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑨社会活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定（地方）公共機関	新型インフルエンザ等対策を実施	①業務計画の作成 ②訓練への協力・実施		①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る）	
医療機関	新型インフルエンザ等に対する医療を提供	①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施	③訓練への協力・実施 ④資機材の備蓄	①診療の継続 ②特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る。）	③特定接種及び住民の予防接種への協力 ④知事の要請等に対する協力
登録事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討		①特定接種の実施 ②業務の継続	
一般事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備		①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小。不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛	

7 患者情報等の取扱いに係る考え方

(1) 患者の個人情報保護

感染症法は、第 2 条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取扱う必要がある。

(2) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施にあたっては、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止の必要性和、当該学校・事業所や医療機関、及びこれらが属する地域等がこうむる影響の大きさを慎重に比較衡量して可否を判断する。

なお、情報提供にあたっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

Ⅲ 未発生期の対策

（Ⅰ）基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

未発生期における対策の目的

- （１）発生に備えて体制の整備を行う。
- （２）国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

未発生期における対策の考え方

- （１）新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本計画を踏まえて国、県等とも連携を図り、発生時の体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- （２）発生時の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（Ⅱ）対策の内容

1 実施体制

（１）市行動計画等の作成

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等対策に係る行動計画を作成し、必要に応じて見直す。

（２）本市における体制の整備及び連携強化

ア 宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例及び宝塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づき、初動対応をはじめとした対策本部の体制を整備する。

イ 国、県および指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。

2 情報収集・提供

（１）情報の収集

国内外の鳥インフルエンザ¹⁵及び新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、国、県等を通じて、国内外のインフルエンザ等発生動向を把握する。

(2) サーベイランス

学校保健安全法等に基づき県が実施する市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校等におけるインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等の調査に協力する。

(3) 情報提供

ア 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体を利用し、継続的に分かりやすく情報提供を行う。特に新型インフルエンザ等対策は国家の危機管理として行うため、公衆衛生上の問題が生じるおそれがある施設の使用制限や営業の自粛を要請することがありうることなど、活動の自由を制約するような対策を実施することがあることについて、あらかじめ理解を得るよう情報発信に努める。

市民、関係団体、議会、報道機関への広報等についての役割分担は、次のとおりとする。

広 報 先	周 知 方 法	担 当 部 署
市 民 関 係 団 体	広報たからづか	広報課
	エフエムたからづか	
	防災ラジオ	総合防災課
	宝塚市安心メール	
	フェイスブック	
	市ホームページ	広報課 健康推進課
	相談窓口	健康推進課
市 議 会	ファクシミリ	議会事務局
報 道 機 関	記者発表	広報課

¹⁵ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- イ 本市は、新型インフルエンザ等発生時に備え、広報たからづか、ホームページ(フェイスブックを含む。以下同じ。)、宝塚市安心メール等を活用し、市民に向けてインフルエンザ流行期の咳エチケットや手洗い、うがいの励行、有症状時の外出自粛と治療専念、食料や日用品、マスク等の備蓄など、自らの感染予防と自らが感染源とならないようにするための対策について普及啓発を行う。
- ウ 本市は市民に対して、発生時の医療機関受診方法を周知し、理解を得ておくよう、広報たからづか、ホームページ、宝塚市安心メール等を通じて啓発する。
- (ア) 海外発生期から市内発生早期までは、県が設置する相談センター¹⁶に連絡して、専用外来¹⁷が紹介されること。
- (イ) 市内感染期からは、県が設置する相談センターが縮小・廃止され、外来協力医療機関等の新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈した者が受診できる医療機関が広報されること。
- エ 本市は、鳥インフルエンザの国内外での発生状況を広報するほか、国内で人への感染が確認された場合の対策等について情報提供する。
- オ 本市は、発生時の記者発表等のあり方について、予め報道機関との間で検討をしておく。
- カ 季節性インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等について、市民自らがワクチン接種の必要性を判断できるよう、必要な情報の周知を図る。
- キ 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。

(4) 相談窓口等の体制整備

県の要請に応じて、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、相談体制の準備を進める。

3 予防・まん延防止

(1) 個人における対策の普及

本市、学校及び事業者は、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混み

¹⁶ 相談センター

海外発生期(県内未発生期)及び市内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行うもので、本市においては健康福祉事務所(保健所)に設置。

¹⁷ 専用外来

海外発生期(県内未発生期)及び市内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザ等が疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

を避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

（２）地域対策・職場対策の周知

本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される、個人における対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

（３）予防接種体制の構築

季節性インフルエンザなどの各種ワクチンの接種を啓発するとともに、特措法で定める特定接種及び市民の予防接種について、県及び市医師会等関係機関と連携して実施体制を整備する。

ア 特定接種

（ア）本市は、特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知を行うなど必要な協力を行う。

（イ）本市は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

（ウ）本市は、本市職員に係る特定接種についての接種対象者、接種方法をあらかじめ定めるとともに、産業医や市医師会等の協力を得て接種体制等を整備する。

イ 住民接種

本市は、本市の区域内に居住する者に速やかに住民接種が行えるよう、市医師会の協力を得て、接種実施人員の配置や接種会場の設置確保など接種体制を構築する。

（４）社会活動制限の準備

新型インフルエンザ等が市内で発生した場合に備えて、各部局において次の対応を検討しておく。また、必要に応じ、知事の要請に基づく社会活動制限等の実施について関係機関に周知しておく。

ア 市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校（以下「学校等」という。）における、臨時休業の判断や臨時休業中の対応（児童、生徒等の実質的な自宅待機等の確保）

イ 保育所・福祉関係事業所に対し、臨時休業の判断や代替措置等についての対応

- ウ 集客施設における、職場も含めた感染防止の措置の徹底
- エ 大規模集会やイベント等不特定多数の集まる活動を主催する事業者に対する、感染対策の徹底や発生時の開催自粛等についての要請

4 医療体制

(1) 医療体制の整備

二次保健医療圏域毎に、健康福祉事務所(保健所)が中心となって設置する協議会や訓練に参画し、地域の医療体制の整備に協力する。

(2) 感染防止のための個人防護具¹⁸等の整備

- ア 本市は、新型インフルエンザ等発生時の市民への支援のために必要な個人防護具などの資材等の備蓄を行う。
- イ 本市は、感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のために必要な感染防護資材等の備蓄を徹底する。

(3) 研修、訓練等

- ア 本市は、新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従事する関係機関職員などを対象に研修会等を開催し、感染症予防対策に係る十分な知識や最新情報の提供に努める。
- イ 本市は、新型インフルエンザ等発生を想定した図上訓練、実働訓練等を県、その他関係機関と連携して実施する。

5 市民の生活及び経済の安定の確保

(1) 業務計画等の作成

水道事業者である本市は、新型インフルエンザ等発生時に水を安定的かつ適切に供給できるよう、新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた業務計画等を作成する。

(2) 事業継続計画等の作成推進

- ア 本市は、事業者に対して、職場における感染対策及び対策に必要な資材等の備蓄並びに事業を維持するための体制等について、事業継続計画を作成する等、十分な事前準備を要請する。

¹⁸ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、その他の危険有害要因との接触から個人を守るために作成、考案された防護具をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

イ 本市は、電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等の市民生活の維持に欠くことのできない事業者に対して、事業継続計画を作成するとともに、その実施にあたり経験者やOBの活用も含め、業務運営体制が確実に維持できるよう要請する。

ウ 本市は、社会機能維持、企業活動自粛等社会全体で取り組む対策について、具体的な推進方策等を検討する。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておく。

(4) 火葬能力等の把握

本市は、火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(5) 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

Ⅳ 海外発生期（県内未発生期）、県内発生早期、市内未発生期の対策

（Ⅰ）基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- （１）海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- （２）国内で発生したものの県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態（県行動計画の県内未発生期に該当）
- （３）県内で発生したものの市内（二次保健医療圏域を含む。以下同じ。）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
（県行動計画の県内発生早期及び県内感染期の地域未発生期に該当）

※ 海外発生期（県内未発生期）と市内未発生期は発生段階としては別個のものであり、さらには県内発生早期においても市内未発生期の時期が想定される。しかし、海外、県内のいずれかで新型インフルエンザ等患者が発生したとしても、市内に感染が認められるまでの対応は基本的に変わらないことから、本計画では海外発生期、県内発生早期と市内未発生期を併せて記載することとした。

※ 県内未発生期においても、首都圏等、全国的な人の交流点となっている区域で発生した場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を緊急事態宣言の区域とされることもあるので、このような状況においては県内未発生期であっても、県内発生早期として国の基本対処方針等に従い、緊急事態の措置を実施する。

海外発生期（県内未発生期）、市内未発生期における対策の目的

- （１）新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- （２）市内での発生に備えて体制の整備を行う。

海外発生期（県内未発生期）、市内未発生期における対策の考え方

- （１）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。
- （２）対策の判断に役立てるため、県等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

- （３）海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内での発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- （４）検疫等への協力により、市内での発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間市民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施等、市内での発生に備えた体制整備を急ぐ。
- （５）市内で発生した場合には、情報収集体制を強化する。

（Ⅱ）対策の内容

1 実施体制

（１）宝塚市新型インフルエンザ等警戒本部の設置

本市は、新型インフルエンザ等が疑われる事象が海外で発生した場合には、全庁的組織として、宝塚市新型インフルエンザ等警戒本部を設置し、健康福祉事務所（保健所）と連携しながら全庁的な調整を行う。

また、特措法に基づき県対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたときは、対策本部を設置する。

（２）対処方針の作成

本市は、国、県が作成した対処方針に基づき、市の対処方針を作成し、公表する。

2 情報収集・提供

（１）情報の収集

ア 情報収集

未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の発生に関して国内外の機関が公表する情報の収集を行う。

イ サーベイランス

学校保健安全法等に基づき県が実施する市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校等におけるインフルエンザに係る出席停止及び臨時休校等の情報並びに各学校の欠席者情報等の調査に協力する。

（２）情報提供

ア 情報提供体制の整備

新型インフルエンザ等発生時のメディア等への情報提供を一元化するため、

新型インフルエンザ等対策に関する広報担当を設置する。

イ 市民への情報提供

この発生段階から、市民に新型インフルエンザ等に対する正確な知識を持ってもらい、冷静に行動してもらうことが肝要になる。このため、より強い情報の発信を行うこととし、市長メッセージの発出等を実施する。

（ア）市長メッセージによる広報

市長メッセージを発出し、発生状況・予防策等を周知するとともに、感染予防への協力を求める。

（市長メッセージの内容例）

- ① 患者の発生地域、発生日、患者の病状
- ② 健康福祉事務所(保健所)が実施する健康調査への協力依頼
- ③ 発生地域に滞在していた者への医療機関を受診する際の留意事項
（相談センターへの事前連絡等）
- ④ 発生地域への旅行自粛
- ⑤ 感染予防の実践啓発（咳エチケットの励行、濃厚接触者のマスク着用、手洗い、うがいの励行等）
- ⑥ 市の対策の周知（対策本部の設置、対策決定のプロセス、相談窓口開設等）
- ⑦ その他の基本的事項の周知
 - ・ 新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること。
 - ・ 感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと。
 - ・ 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。

（イ）渡航自粛の広報に係る関係機関の連携

本市は、新型インフルエンザ等が流行している地域への渡航は、国の渡航延期勧告に沿って可能な場合は見合わせるよう広報する。その際、検疫所等と連携して実施する。

（３）相談センターの周知

有症帰国者¹⁹等は、県が設置する相談センターへ連絡するよう関係機関等に周知する。

¹⁹ 有症帰国者

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者で発熱呼吸器症状を有する者、その他新型インフルエンザ等が疑われる者。

（４）相談窓口の充実・強化

- ア 市民からの一般的な相談に対応できるよう、臨時の相談窓口等を充実させ、適切な情報提供を行う。相談のうち、症状があり専用外来を受診することが適当と考えられる者については、県が設置する相談センターを紹介する。
- イ 相談件数の増減に応じ、電話回線や応対者について柔軟に対応する。
- ウ 対応にあたっては、本市および国、県の作成したＱ＆Ａ等を活用する。また、市民等からの問い合わせ内容を踏まえて、市民や関係機関が、どのような情報を必要としているのかを把握し、国、県へ情報提供する。

３ 予防・まん延防止

国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、市民に対して新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

（１）個人における対策の普及等

- ア 市、学校及び事業者は、次の感染防止の措置を呼びかける。
 - ・ 咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがいの励行
 - ・ 新型インフルエンザ等を疑う症状を呈した際には、県が設置する相談センターに相談してから医療機関に受診すること
- イ 職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

（２）予防接種の支援

ア 特定接種

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われる予防接種の実施を国が決定した場合には、本市は、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、市職員の特定接種を行い、速やかに接種を終了させる。

- （ア）本市は、国が定める優先接種順位の徹底に協力する。
- （イ）本市は、ワクチン接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリング及び予防接種法に基づく副反応報告について、市医師会等関係機関と連携して必要な協力を行う。
- （ウ）登録事業者である医療機関は、新型インフルエンザ等医療の提供並びに生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療従事者への特定接種を実施する。

（エ）本市は、対象となる市職員に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

（ア）国が特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合は、本市は国、県と連携して、接種体制の準備を行う。

（イ）本市は本行動計画に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

（ウ）本市は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、県に対し、医療従事者の確保と予防接種の協力の要請を行う。

（エ）本市は、住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを市民に広報するとともに、予防接種に対する相談に対応する。

（３）社会活動制限の準備の要請

本市は、新型インフルエンザ等が市内で発生した場合に備えて、県に協力して関係機関に対して対策レベルに応じた対応を事前に要請する。

特に重症化率の高い新型インフルエンザ等が市内で発生した場合に備えて、次の事項について、あらかじめ対応しておくことを要請する。

ア 学校等及び保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所）に対する、次の感染防止の措置の呼びかけ

- ・手指の消毒設備の設置
- ・咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがいの励行
- ・高熱のある児童・生徒、利用者、職員等の登校、通園、出勤等の自粛
- ・同居家族で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の登校、通園、出勤等の自粛

イ 集客施設やイベント開催事業者に対する、次の感染防止の措置の呼びかけ

- ・手指の消毒設備の設置
- ・従業員や利用客の咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがいの励行
- ・高熱のある利用者の利用自粛
- ・高熱のある従業員の自宅待機
- ・同居家族で新型インフルエンザ等患者が発生した利用者の利用自粛及び従業員の自宅待機
- ・発生時の施設の休業や、イベントの中止又は延期の検討

ウ 育児・介護のために休まざるを得なくなった従業員の休暇取得についての事業者への特別な配慮の要請

エ 対策レベル3の状況等においてやむなく保育を行う場合を想定して、保育所を支援するシステムの検討

対策レベル3に相当する新型インフルエンザ等が発生した場合は、次の社会活動制限の要請を行うことがあることを事前に周知しておく。

ア 市民に対する不要不急の外出の自粛要請

イ 施設管理者に対する施設の使用制限

ウ 事業者等に対する集会・イベント等の中止又は延期の要請 等

4 医療体制

二次保健医療圏域毎に、健康福祉事務所(保健所)が中心となって設置する協議会等で検討し準備している医療機関において、専用外来が設置され、また、健康福祉事務所に相談センターが設置されるため、本市は、それに協力する。

5 市民の生活及び経済の安定の確保

(1) 関係事業者等への準備の要請

本市は、公共機関や、市民の生活及び経済の安定に不可欠の事業者、不特定多数の市民を特定の場所等に受け入れる等、感染を拡大させることにつながる可能性のある事業を行う者に対し、県の要請に応じて以下のことを呼びかける。

ア 従業員の健康状態を十分把握し、異常を呈する従業員がある場合には自宅待機等の措置を行うこと

イ 家族の看護等のために休まざるを得ない従業員に、休暇取得等の配慮を行うこと

ウ 従業員や利用者を含め、咳エチケットの徹底・マスクの着用・手洗い・うがいの徹底、人と人との不用意な接触の防止等の感染防止措置をとることを要請する。

また、次のとおり、関係事業者等に対し、必要な措置を実施するよう要請する。

エ 大規模集会、興行等不特定多数が集合する事業を主催する者に対して、開催の延期、自粛等ができないか検討することを要請

オ 病院等の医療機関、高齢者施設等の福祉施設に対して、感染防止措置のより一層の強化と徹底、基礎疾患を有する入院・入所者等へのケアの徹底、集団感染が発生したときの医療の確保についての検討を要請

カ 事業者の業務継続の必要性から出勤せざるを得ない従業員等の保育ニーズに対応するため、保育施設が休業となった際でも、必要最小限の乳幼

児を受け入れる体制を構築する。

（２）遺体の火葬・安置

本市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、国、県からの要請に応じ一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う。

V 市内発生早期の対策

(I) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

(1) 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

(2) (県行動計画の県内発生早期及び県内感染期の地域発生早期に該当)

※ 市内未発生期の場合でも、首都圏等の大都市圏での発生があり、早晚、感染が全国に拡大していくことが想定されるときは、日本全域が緊急事態宣言※の区域となることがある。この場合には、市内発生早期として、国、県の基本的対処方針などに従い、緊急事態の措置を実施する。

発生早期における対策の目的

(1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。

(2) 患者に適切で迅速な医療を提供する。

(3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

発生早期における対策の考え方

(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。

ア 市内で、患者が発生した場合は、本市は、国、県の基本的対処方針を基本としつつ、海外及び国内における臨床症例から得ることのできる病原性(重症者の発生状況等)及び感染力(発生患者数等)の程度を踏まえ、対策項目ごとに県と連携して本計画に定める3つの対策レベルのいずれかを選択し、実施する。

国が緊急事態宣言を行った場合には、原則として対策レベル3を選択する。本市においても、県が決定した対策レベルを基本に、市内の発生状況を勘案して対策を実施する。

イ 対策レベル3の対策には、個人や企業の活動に制限を求めるものが含まれる。新型インフルエンザ等のまん延が、健康被害だけでなく、社会生活や経済活動等にも重大な影響を及ぼすことについて、市民に十分な理解が得られるよう啓発を行う。

(2) 市内発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは別に専用の体制が設けられるため、このことについて、感染対策とともに十分に市民に情報提供する。

- (3) 不安によって発熱や呼吸器症状を新型インフルエンザ等と疑って受診する者が多数発生する可能性がある。こうした者を適切な医療窓口へ誘導する体制を整備する。
- (4) 市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備を急ぐ。
- (5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。

※ 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第 32 条に基づき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。宣言後は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限(特措法第 45 条)のほか、臨時の医療施設の開設(特措法第 48 条)、物資の売渡しの要請(特措法第 55 条)などの対策を行うことができる。

(Ⅱ) 対策の内容

1 実施体制

(1) 対策本部の設置

政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、特措法第 34 条の規定により、直ちに対策本部を設置する。

(2) 対処方針の変更

県対策本部は、県内に患者が発生した場合は、国の基本的対処方針の変更内容等を踏まえて、必要に応じて海外発生期(県内未発生期)に決定した対策を変更し、公表する。

これを受けて、本市は、国、県が変更した基本的対処方針等に基づいて、市の対処方針を変更し、公表する。

2 情報収集・提供

(1) 情報の収集

ア 情報収集の強化

本市は、市内未発生期に引き続き国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬²⁰やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

市内未発生期に引き続き、県が実施する学校等での集団発生の状況調査に協力する。

(2) 情報提供

ア 市民への情報提供

市民への情報提供にあたっては、感染者や患者等に対する誹謗・中傷等を防止するため、感染リスクや必要かつ適切な感染防止の措置を具体的に周知し、市民が過剰な行動に至らないよう最大限努める。

(ア) インターネット等を活用した情報提供

本市は、患者の発生状況、記者発表内容等の情報を、市ホームページ、宝塚市安心メール等を活用して迅速かつ適切な情報発信に努める。

(イ) 危機管理対応への理解促進

本市は、初期の段階において、新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関する情報が明確でない場合には、危機管理の視点から不要不急の外出自粛要請等の社会活動制限の要請を行うことがあることについて、市民、事業者等の理解を得るよう情報提供に努める。

(ウ) 感染症の正しい理解等

本市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

イ 情報共有

本市は、国、県や関係機関等との間でインターネット等の活用によるリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 相談機能の強化

市民からの一般的な相談に対応できるよう相談窓口を充実する。

²⁰ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

また、市民から寄せられた問い合わせの内容等を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、以降の情報提供の内容に反映する。

(3) 市内発生早期における患者発生情報の公表

本市は、患者発生情報を、個人情報取扱に留意しつつ、市長メッセージの発出や記者会見等により公表するとともに、感染拡大の防止に向け、関係機関等と連携して市民への呼びかけを行う。

なお、公表内容として、次の事項を掲げる。

(内容例)

- ア 患者の発生地域、発生日、患者の病状及び感染経路
- イ 保健所が実施する積極的疫学調査への協力依頼
- ウ 医療機関を受診する際の留意事項
- エ 不要不急の外出等の自粛(食料の買い出し、医療機関への通院、仕事場への出勤など生活の維持のために必要なもの以外の、いわゆる不要不急の外出を指す。)、在宅勤務の推奨
- オ 感染対策の実践啓発(手洗い、咳エチケットの励行、濃厚接触者のマスク着用等感染対策の徹底等)
- カ 市の対策の周知

3 予防・まん延防止

A 共通事項

本計画では病原性、感染力の程度に応じて3つの対策レベルを用意しているが、業界団体等を経由、又は直接市民、事業者等に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人ごみをさける等、基本的な感染対策をより強力に勧奨する。

B 対策レベルごとの事項

対策レベル1

本市は、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(1) 地域対策・職場対策の周知

- ア 事業者に対し、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するなど職場における感染対策の徹底を要請する。

- イ ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の具体的な取組例を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する
- ウ 公共交通機関等に対し、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(2) 予防接種

ア 特定接種

本市は、海外発生期(県内未発生期)、市内未発生期と同様、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

イ 住民接種

本市は、国の方針に従って、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。

- (ア) パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、本市は、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に沿って接種を開始する。
- (イ) 本市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、健康センター・公民館・学校など公的な施設の活用や医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- (ウ) 本市は、県と連携して国からの指示に従い住民への接種に関する情報を提供する。
- (エ) 本市は接種医等と連携し、予防接種後の副反応等の情報を迅速に集約するとともに、国が接種後に行うモニタリングに協力する。

(3) 社会活動制限等

本市は、海外発生期(県内未発生期)、市内未発生期における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。

なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。

ア 学校等の臨時休業

(ア) 施設ごとの臨時休業の判断

学校等で患者が多く発生した場合には、その設置者等は、県、市、教育委員会等と協議して定めた基準を踏まえ、学校医、健康福祉事務所（保健所）等と相談のうえ、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を判断する。

(イ) 臨時休業の実効性確保

臨時休業を行った全ての学校等は、児童・生徒等に対して臨時休業の趣旨を周知し、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の扱いや家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方について混乱の生じないよう十分な確認と指導を行う。

(ウ) 部活動、対外交流の自粛

学校等は、部活動や対外試合、全学交流事業により感染拡大しないよう、十分な配慮を行う。これらの中止・延期についても、状況を踏まえて適切に判断する。

(エ) 家庭への啓発

学校等は、児童・生徒等の保護者等に対し、正確な情報を適時に提供し、感染予防と感染拡大の防止を啓発する。

イ 保育所・福祉関係事業所の休業等

(ア) 県がウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すことから、本市はこの周知を図る。

(イ) 保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）は、施設内で患者が多く発生した場合には、季節性インフルエンザの対応に準じ、必要に応じ、その設置者が本市と相談のうえ、当該施設の臨時休業等を判断する。

ウ 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請

本市は、業界団体等を経由し、または直接事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置

(イ) 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨

エ 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請

本市は、事業者等に対して、咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒液の設置・うがい等の基本的な感染防止の措置等を要請する。

対策レベル2

(1) 地域対策・職場対策の周知

対策レベル1に加えて次の対策を行う。

- ア 本市は、事業者に対し、従業員の出勤前の体温測定等により発熱がある者には欠勤を促し、適切な受診行動を勧めるなど、より積極的な感染対策の徹底を要請する。
- イ 本市は、地域における患者の発生状況等を踏まえ、臨時休業の判断基準を見直し、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ウ 本市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、不要不急の外来者面談を差し控えるなど、より積極的な感染対策を要請する。

(2) 予防接種

対策レベル1と同様

(3) 社会活動の制限等

本市は、海外発生期(県内未発生期)、市内未発生期における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。

なお、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに対策レベル3の対策に切り替える。

ア 学校等の臨時休業

対策レベル1と同様

イ 保育所・福祉関係事業所の休業等

対策レベル1と同様

ウ 集客施設における感染防止の措置の徹底等の要請

本市は、事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機(有給休暇扱い)及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。

エ 集会・イベント等における感染防止の措置の徹底等の要請

本市は、事業者等に対して対策レベル1と同様の対策に加え、従業員の出勤時の検温、体調不良時の自宅待機(有給休暇扱い)及び適切な受診行動指示等、従業員の感染を減らすとともに感染者の重症化を防ぐための措置を検討するよう要請する。あわせて、来客に対しても、咳エチケットの徹底などをより強く呼びかけることを要請する。

対策レベル3

(1) 地域対策・職場対策の周知

対策レベル2に加えて次の対策を行う。

- ア 本市は、事業者に対し、事業活動が自主的に自粛できる部門について検討し、従業員の欠勤状況などを踏まえて自粛を行うことを要請する。
- イ 本市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等については、施設利用者の発病を早期に発見し、速やかに適切な医療を受けられるよう要請する。

(2) 予防接種

ア 特定接種

対策レベル1と同様

イ 市民への予防接種

対策レベル1と同様

＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞

本市は、国の緊急事態宣言に基づき変更された基本的対処方針を踏まえるとともに、未発生期ないし海外発生期、市内未発生期において準備した接種体制に基づき、市民への予防接種を実施する。

(3) 社会活動の制限等

本市は、海外発生期(県内未発生期)、市内未発生期における対策に加え、新たに以下の対策を実施する。

A 国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合

国内での患者発生と国の緊急事態宣言との間には、症例の蓄積がないこと等事態の掌握が十分にできないことが原因で、時間的なズレが生じる可能性が否定できない。その患者発生が県内又は隣接府県であれば、事態不明の場合は最高レベルの対応で臨むという危機管理の原則に基づき、県が対策レベル3の対策を実施する場合は生ずる。

また、致命率や感染力が高いにもかかわらず、国が緊急事態宣言を行わないということも、絶対にありえないとはいえない。これらの場合には、本市は県の方針に基づき協力して対策を実施する。

ア 市民の不要不急の外出自粛

(ア) 市民に対する不要不急の外出自粛の要請

本市で患者が確認された場合、市民に対し、外出・集会の自粛等により感染防止を図るよう要請する。

イ 学校等の臨時休業

(ア) 臨時休業の要請

本市で患者が確認された場合、臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は、患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には全市域を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には中学校区などのより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

(イ) 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成 21 年の新型インフルエンザ(A/H1N1)²¹への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。本市は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

(ウ) 臨時休業の実効性の確保

臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童・生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

① 臨時休業の目的、意義等について啓発すること

²¹ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年 (平成 21 年) 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年 (平成 23 年) 3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

- ② 臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出(ゲームセンター、カラオケ店、繁華街へ児童・生徒同士で出歩くこと)を控えるよう指導すること
- ③ 健康福祉事務所と連携し、児童・生徒等の健康状態の把握を行うこと
- ④ 児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するよう指導すること

ウ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

(ア) 臨時休業の要請

市内で患者が確認された場合、臨時休業を要請する。臨時休業を要請する区域は患者の移動範囲、立寄先等を勘案し、これが広い場合には全市域を、逆に患者の移動が極めて限られる場合には中学校区等のより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。

また、指定区域内の市立施設については自ら休業する。

(イ) 代替措置の用意

- ① 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等新型インフルエンザ等対策のために休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で自所で小規模の保育を行うなど、代替措置を用意する。
- ② 福祉関係事業所(通所・短期入所事業所等)においては、主たる代替措置となる訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備する。あわせて、事業者間で利用者の需要を相互に補完できるよう連携を図るとともに、ケアマネジャーの活動を強化する。

また、やむを得ない理由により利用者の受入れが必要な場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

エ 集客施設の臨時休業

(ア) 社会経済活動の維持に必要な施設

次に挙げる施設は、社会経済活動の維持に必要な施設である。事業を継続するため、来客及び従業員に係る感染対策の徹底について要請を行う。

これらの施設であっても、営業を継続することにより施設利用者に感染の拡大を継続させるおそれが非常に高い状況と判断されるなど、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設については、必要に応

じて営業自粛(臨時休業)の要請を行う。

- ① 病院
- ② 食料品店
- ③ 銀行
- ④ 工場
- ⑤ 事務所
- ⑥ その他社会経済活動の維持に必要な施設

(イ) その他の集客施設

市内で患者が確認された場合、次に掲げる施設に対し、感染防止措置の徹底について要請を行う。この要請だけでは当該施設の利用に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて営業自粛(臨時休業)の要請を行う。このうち、大学、専修学校等に対しては、臨時休業中の学生に対し、アルバイト、不要不急の外出及び帰省等を控えるよう注意喚起の徹底を要請する。

また、指定区域内の市立施設については、自ら休業する。

- ① 劇場
- ② 運動・遊戯施設
- ③ 集会・展示施設
- ④ 大学・専修学校等
- ⑤ 百貨店(食料品売場を除く)
- ⑥ 娯楽施設等
- ⑦ その他特措法施行令第 11 条第1項3号から第 13 号までに掲げる施設

オ 集会・イベント等の自粛

市内で患者が確認された場合、集会・イベント等を開催する者に対し、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の中止又は延期の要請を行う。

また、指定区域内において、本市が開催する集会・イベント等については、自ら中止又は延期する。

B 国が緊急事態宣言を行った場合

国が、緊急事態宣言を行った場合は、県は、特措法第 45 条に規定する感染防止のための協力要請等として、以下の対策を実施する。

本市も県と連携して、市内において同様の対策を実施する。

(A) 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定

特措法第 45 条第 1 項では、都道府県知事が住民に対して期間及び区域を定めて外出自粛等の要請をできるとされている。また、同条第 2 項では、特定の事業を行うための施設の管理者等に対して期間を定めて施設の使用制限等を要請できることとされている。これらの期間及び区域については、要請等の実施事項に共通のものとして、次の考え方にに基づき県が決定することとなる。

- ① 期間: 新型インフルエンザの場合は1～2週間程度とする。ただし、1週間単位で延長することがある。

(考え方)

- 季節性インフルエンザの潜伏期間は2～5日間、発症から治癒までの期間はおおむね7日程度である。
- 新感染症は別途検討を要する。
- 現時点で、将来発生する新型インフルエンザ等の「潜伏期間や治癒までの期間」を予測することは困難であり、発生した際の状況により、実施期間を設定する。

- ② 区域: 二次保健医療圏域単位とする。

(考え方)

- 原則として患者が確認された市を実施区域とする。患者の移動範囲、立寄先等が広い場合には、複数市や二次保健医療圏域単位で指定する。逆に、患者の移動が極めて限られる場合には、中学校区等のより狭い区域を指定するなど、柔軟に対応する。
- 高等学校や私立学校等、児童・生徒等の居住地が広域にわたる学校等で患者が発生した場合は、学校等の所在地及び患者である児童・生徒等の居住地を含む市を実施区域とする。
- 患者の生活の拠点が複数の市にまたがり、あるいは感染可能な期間に濃厚接触を伴う立ち入り先がある場合は、当該市も実施区域とするよう検討する。
- 必要に応じ、通勤・通学経路にあたる市についても実施区域とするよう検討する。

○患者が、幼稚園、小学校等の児童・生徒等で、その行動範囲が小さく限定され、外部との交流がないと判断できる場合は、実施区域を中学校区単位などに縮小することも検討する。

○近隣府県で患者が確認された場合には、県内で患者が確認されていない場合でも実施区域を指定する場合がある。

(B) 社会活動制限の要請等の実施事項

ア 市民の行動自粛

市民に対し生活に必要な場合を除きみだりに外出しないこと(不要不急の外出の自粛)を要請する。

イ 学校等の臨時休業

(ア) 臨時休業の要請

市立学校の臨時休業を行う。

(イ) 臨時休業に備えた体制整備

学校等は、平成 21 年の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応経験を踏まえ、対応マニュアルの整備、ホームページやメールなども活用した児童・生徒等や保護者への連絡手段の確保など、臨時休業に備えた体制の整備を進める。本市は、患者発生時の迅速な情報提供と学校における留意事項の提示など、患者発生時の学校等に対する支援を行う。

(ウ) 臨時休業の実効性の確保

臨時休業による感染拡大の防止という目的を実効あるものにするため、児童・生徒等の指導について、次の事項を学校等に要請する。

- ① 臨時休業の目的、意義等について啓発すること。
- ② 臨時休業中、児童・生徒同士の接触や人ごみへの外出(ゲームセンター、カラオケ店、繁華街へ児童・生徒同士で出歩くこと)を控えるよう指導すること。
- ③ 健康福祉事務所と連携し、児童・生徒等の健康状態把握を行うこと。
- ④ 児童・生徒等本人又は家族等の同居者に発熱、呼吸器症状等の体調不良がある場合は直ちに学校に連絡するよう指導すること。

ウ 保育所・福祉関係事業所の臨時休業等

(ア) 臨時休業の要請

保育所・福祉関係事業所(通所・短期入所事業所に限る)に対し、施設の使用制限(臨時休業)の要請を行う。

また、市立施設については、自ら休業する。

(イ) 代替措置の用意

- ① 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅で

の保育を支援するとともに、医療従事者、ライフライン関係者等休暇取得が困難な人のために、感染防止対策を厳重に徹底した上で自所で小規模の保育を行うなど、保育を確保する。

- ② 福祉関係事業所(通所・短期入所事業所等)においては、主たる代替サービスである訪問系サービスの提供がスムーズに行えるよう、体制を整備するとともに、事業者間連携やケアマネジャーの活動を強化する。

また、やむを得ない理由により支援が必要な場合には、感染防止対策を厳重に徹底した上で、例外的に通所・短期入所サービスを提供する。

エ 集客施設の臨時休業

(ア) 社会経済活動の維持に必要な施設

次に挙げる社会経済活動の維持に必要な施設に対し、事業を継続するため、来客及び従業員に係る感染対策の徹底の要請を行う。

- ① 病院
- ② 食料品店
- ③ 銀行
- ④ 工場
- ⑤ 事務所
- ⑥ その他社会経済活動の維持に必要な施設

(イ) その他の集客施設

次に掲げる施設に対し、感染防止措置の徹底について要請を行う。この要請だけでは当該施設の利用に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて営業自粛(臨時休業)の要請を行う。このうち、大学、専修学校等に対しては、臨時休業中の学生に対し、アルバイト、不要不急の外出及び帰省等を控えるよう注意喚起の徹底を要請する。

また、市立施設については、自ら休業する。

- ① 劇場
- ② 運動・遊戯施設
- ③ 集会・展示施設
- ④ 大学・専修学校等
- ⑤ 百貨店(食料品売場を除く)
- ⑥ 娯楽施設等
- ⑦ その他特措法施行令第 11 条第1項3号から第 13 号までに掲げる施設

オ 集会・イベント等の自粛

集会・イベント等を開催する者に対し、当該集会・イベント等における感染防止措置の徹底を要請する。この要請だけでは当該集会・イベント等の開催に起因する急速なまん延が防止できないと判断される場合には、必要に応じて集会・イベント等の開催の中止又は延期の要請を行う。

また、本市が主催する集会・イベント等については、自ら中止又は延期する。

4 医療体制

対策レベル1から3まで(国が緊急事態宣言を行った場合を含む。)共通しており、市内発生早期の医療体制については、政府行動計画、県行動計画に基づき、海外発生期(県内未発生期)、市内未発生期と同様、県の医療体制の整備に協力する。

5 市民の生活及び経済の安定の確保**対策レベル1及び対策レベル2****(1) 事業者への要請**

本市は国、県と連携して、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

(2) 物資の流通確保**ア 市民・事業者への呼びかけ**

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ マスク等の流通確保

本市は、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査のうえ、流通の円滑化及び価格の安定を図る。

対策レベル3

対策レベル1及び対策レベル2の対策に加えて、次の対策を行う。

(1) 物資の流通確保

事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

(2) 遺体の火葬・安置

本市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。

＜国が緊急事態宣言を行った場合の措置＞

国が緊急事態宣言を行った場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 事業者のサービス水準の低下にかかる市民への呼びかけ

本市は、市民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 水の安定供給

水道事業者である本市は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他の衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

VI 市内感染期の対策

(I) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・ 市内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった状態
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
(県行動計画の県内感染期の地域感染期に該当)

市内感染期における対策の目的

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

市内感染期における対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- (2) 県内及び近隣市の発生状況等を勘案し、県と連携して対策を実施する。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に照らし、市民一人ひとりが自らとるべき感染対策について理解し、自発的行動が取られるように積極的な情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の重症化を防ぐため、発症者が直ちに適切な受診行動をとるよう啓発する。
- (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、ワクチン供給後に住民接種を早期かつ短期間で実施できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、速やかに実施する。
- (7) 欠勤者の増大が予測されるなか、市民の生活や経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動についてもできる限り継続させる。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(Ⅱ) 対策の内容

1 実施体制

政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、特措法第 34 条の規定により直ちに対策本部を設置する。

対策本部は、県が変更した対処方針に基き、市の対処方針を変更し、公表する。

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、自らの要員や物資等に不足が生じたときは、特措法第 39 条第 2 項及び第 42 条に基づき、他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求めることや、特措法第 41 条に基づき、他の地方公共団体に事務を委託することを検討する。

2 情報収集・提供

(1) 情報の収集

ア 情報収集の強化

本市は、市内発生早期と同様、国、県等から、海外・国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

市内未発生期に引き続き、県が実施する学校等での集団発生の状況調査に協力する。

(2) 情報提供

本市は、市内発生早期と同様、市民等への情報提供を継続する。その際、特に以下の事項についての情報提供を強化する。

ア 市民への情報提供

(ア) 本市は、患者の急激な増加を抑制するため、予防や発症時の対処方法、不要不急の受診を控えること等について重点的に周知する。

(イ) 市内感染期への移行宣言

知事による市内感染期への移行宣言にあわせて、感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報を提供する。これらの例としては以下の事項が考えられる。

- ① 外出や集会の自粛要請
- ② 外来・入院医療体制の変更等(重症患者以外は自宅療養となること等)
- ③ 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報

イ 専門外来及び外来協力医療機関名の公表

県内感染期の移行に合わせ、県と連携し、新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈してる者の診療可能な専門外来及び外来協力機関の情報について、広報たからづかや市ホームページ等で広く市民に提供する。

ウ 相談窓口の体制の維持

県と連携し、受診に関する相談については専用外来及び外来協力医療機関を紹介するとともに、在宅看護等の情報を提供し、自宅療養患者のセルフケアの支援を行う。

3 予防・まん延防止

市内感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、市内感染期においてもまん延防止対策を講ずる。

対策レベル1から3までの共通事項

(1) 個人としての対策の啓発

市民に対し、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を強く勧奨する。

り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

(2) 地域対策・職場対策の周知

本市は県と連携して、市内発生早期と同様の対策を実施するほか、患者数や欠勤者数の増加に応じて次の対策を行う。

ア 事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。あわせて、時差出勤についても検討するよう要請する。

イ 市内における患者の発生状況と医療提供のキャパシティを考慮して、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を行うよう学校の設置者に要請する。

(3) 予防接種

県は、市内発生早期と同様、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国が行う特定接種に協力する。本市は、特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

国が緊急事態宣言を行っている場合には、本市は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を行う。

対策レベル1及び対策レベル2

(1) 社会活動の制限等

市内発生早期の対策レベル1又は対策レベル2の対策と同様に実施する。

対策レベル3

(1) 社会活動の制限等

市内発生早期の対策レベル1又は対策レベル2の対策と同様に実施する。

＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞

市内感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。このため、市内発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間の終了をもって、状況に応じ対策レベル2又は対策レベル1の対策に切り替える。

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者が増加する可能性がある。このような状況においては、県が、改めて社会活動制限の実施期間及び実施区域を決定し、当該期間及び区域において、市内発生早期と同様の特措法に規定する緊急事態措置として社会活動制限を実施する。

4 医療体制

県は、地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減（重症化予防）に切り替えるため、軽症者は自宅療養、重傷者は入院という原則のもとに医療体制を移行する。

市は、市内の患者発生状況等を踏まえ、健康福祉事務所（保健所）が市医師会等と連携、協力し実情に応じた切り替えを行うので協力する。

また、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（訪問看護、訪問診療、医療機関への移送等）を行う。

＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞

市内の医療機関が不足した場合には、県が国と連携し、次の対策を実施することに対し、本市は協力する。

- ① 医療機関における定員超過入院
- ② 臨時の医療施設を設置

次の新型インフルエンザ等患者に医療の提供を行うため、医療従事者の確保や感染防止などの衛生面に配慮したうえで臨時の医療施設を設置する。

- ・ 外来診療を受ける必要のある患者
- ・ 病状は比較的軽度であるものの在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者 等

なお、流行がピークを越えた後は、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

5 市民の生活及び経済の安定の確保

対策レベル1及び対策レベル2

(1) 事業者への要請

本市は、国、県と連携して、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を継続するよう要請する。

(2) 物資の流通確保

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

対策レベル3

(1) 事業者への業務継続要請

本市は、社会機能の維持に関わる事業者に対して、業務の継続を要請する。

(2) 事業者支援

本市は、需要の急減、社員が感染することによる生産活動の低減、事業活動の縮小・休止等に伴う事業者の経営悪化を防ぎ、早期回復を図るため、融資等

の金融対策や風評の防止と市内の状況の正確な発信のための市外PR等を迅速かつ積極的に実施する。

（３）物資の流通確保

事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

（４）遺体の火葬・安置

本市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。

＜国が緊急事態宣言を行っている場合の措置＞

国が緊急事態宣言を行っている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市内発生早期と同様の対策を行う。

また、市内感染期においては、これらに加えて、次の対策を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、国、県からの要請を受けて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

イ 埋葬・火葬の特例等

（ア） 本市は、県からの要請を受け可能な限り火葬炉を稼働させる。

（イ） 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。

VII 小康期の対策

(I) 基本的事項

新型インフルエンザ等の状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

小康期における対策の目的

市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

小康期における対策の考え方

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、市民への予防接種を進める。

(II) 対策の内容

1 実施体制

実施体制について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。

(1) 本市の体制

本市は、緊急事態解除宣言が行われたときは、対策本部を廃止し、状況に応じて、第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど、適切に対応する。

(2) 対策の分析・評価

実施した対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画や事務内容の見直しを行う。

2 情報収集・提供

情報収集・提供として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

(1) 情報収集

ア サーベイランス

再流行の早期探知のため、県が学校等での集団発生の把握を強化している期間中は、これに協力する。

イ 情報提供

市民への安心宣言と第二波に備えた情報提供を行う。

(ア) 市長は、県、隣接市の発生状況も踏まえた上で安心宣言を発出する。

(イ) 本市は、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。

(ウ) 本市は、あらゆる機会を通じて広報等を図るなど、風評被害の防止に努める。

(2) 相談窓口の縮小

状況を見ながら新型インフルエンザ等に関する相談窓口の体制を縮小する。

寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

3 予防・まん延防止

予防・まん延防止として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

(1) 予防接種

本市は流行の第二波に備え、国及び県と連携して予防接種法第 6 条第 3 項に基づく住民接種を進める。

国が緊急事態宣言を行っている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(2) 社会活動の制限等

海外発生期、市内未発生期と同様の対策に切り替え、第二波の発生に備えて、対策内容の見直しを行う。

4 医療体制

県が医療体制として実施した措置を適宜縮小、又は中止することに協力する。

＜国が緊急事態宣言を行っていた場合の事後措置＞

国が緊急事態宣言を行っていた場合は、必要に応じ、市内感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。

5 市民の生活及び経済の安定の確保

市民の生活及び経済の安定の確保として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

（１）事業の再開

ア 本市は、事業者に対し、流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

イ 本市は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

ウ 国が緊急事態宣言を行っていた場合は、本市は、国、県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく緊急事態措置を縮小・中止する。

【 資 料 等 】

宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 25 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 37 条において準用する同法第 26 条の規定に基づき、宝塚市新型インフルエンザ等対策本部(以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

宝塚市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、宝塚市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 16 号）第 5 条に規定する宝塚市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（対策本部の設置）

- 第 2 条 市長は、新型インフルエンザ等患者（疑いを含む。）の発生、まん延を防止する緊急性等から市を挙げて、全庁的な新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると判断した場合において、対策本部を設置する。
- 2 市長は、市域において新型インフルエンザ等の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は設置しておく必要がないと認めたときは、対策本部を解散する。

（所掌事項）

- 第 3 条 本部会議は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 新型インフルエンザ等に関する情報収集・共有、市民啓発及び情報提供に関すること。
 - (2) 感染予防と感染拡大防止対策の実施に関すること。
 - (3) 医療体制の把握に関すること。
 - (4) 関係機関との連携に関すること。
 - (5) 社会機能維持に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、対策本部の設置目的を達成するために必要な事務

（構成等）

- 第 4 条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ次の者をもって構成する。
- (1) 本部長は、市長がこれにあたる。
 - (2) 副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。
 - (3) 本部員は、次の者をもって充てる。

理事、技監、企画経営部長、市民交流部長、総務部長、都市安全部長、都市整備部長、健康福祉部長、子ども未来部長、環境部長、産業文化部長、会計管理者、消防長、議会事務局

長、教育長、教育委員会事務局管理部長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局社会教育部長、上下水道事業管理者、上下水道局長、病院事業管理者、病院副事業管理者及び市立病院経営統括部長

- (4) 前3号に掲げる者のほか、本部長が必要と認めたときは、専門的知識を有する者、その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策本部会議)

- 第5条 本部長は、新型インフルエンザ等対策を協議するため、対策本部会議を招集し、その会議の議長となる。
- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 対策本部会議は、全庁的な新型インフルエンザ等対策の実施について決定する。
- 4 対策本部会議の決定事項は、当該決定内容に関する業務を所管する関係部局が実施するものとする。

(警戒本部の設置)

- 第6条 市長は、必要と認めるときは、対策本部の所掌事項の推進と新型インフルエンザ等の感染防止措置等の対策を協議するため、宝塚市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができる。
- 2 警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 警戒本部の本部長は、危機管理監をもって充て、副本部長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 本部員は、各部局の総括課を所掌する室長をもって充てる。
- 5 前項本部員のほか、本部長が必要と認めたときは、専門的知識を有する者、その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 警戒本部会議の協議事項は、速やかに対策本部の本部長に報告する。
- 8 対策本部が設置されたときは、警戒本部を解散する。

（連絡会議の設置）

第7条 市長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等に関する情報の収集、対策本部又は警戒本部の設置準備、各本部の円滑な運営確保等のため、宝塚市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

- 2 連絡会議は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。
- 3 連絡会議の委員長は、危機管理室長をもって充て、副委員長は、健康推進課長をもって充てる。
- 4 委員は、各部局の総括課を所掌する課長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 連絡会議の協議事項は、速やかに対策本部又は警戒本部の本部長に報告する。

（事務局）

第8条 対策本部、警戒本部及び連絡会議の事務局は、総合防災課が行う。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策業務一覧

部門	主な役割分担	主な対応内容	主な担当部局
本部部門	本部	1 新型インフルエンザ等対策本部・警戒本部・対策連絡会議に関すること 2 新型インフルエンザ等対策計画の策定及び見直しに関すること 3 業務継続計画に関すること 4 備蓄計画に関すること 5 全体調整に関すること(具体的には各部局で実施) ・ 県、市町など関係機関等との連絡、調整に関すること ・ 市施設の休館、市のイベント・行事・事業の中止・延期に関すること ・ 感染予防策の実施に関すること 6 問い合わせ窓口の設置に関すること	都市安全部 健康福祉部
総務部門	総務	1 職員の服務等に関すること 2 対策に必要な物品等の調達業務に関すること	総務部 都市安全部 健康福祉部
	広報	1 市民への情報伝達手段の多ルート化に関すること 2 市民への啓発や情報提供に関すること	市民交流部 都市安全部 健康福祉部
	企画	1 対策関係予算等の財務に関すること	企画経営部
	産業	1 物流の安定への協力に関すること 2 民間企業等への要請と情報提供に関すること	産業文化部
健康福祉部門	福祉	1 要援護者への支援 2 在宅福祉サービスに関すること 3 社会福祉施設等の対策に関すること	健康福祉部 都市安全部

部門	主な役割分担	主な対応内容	主な担当部局
健康福祉部門	健康	1 健康に関する県対策への協力 2 パンデミックワクチンの接種に関すること 3 健康相談に関すること 4 医療体制の把握、調整及び協議に関すること	健康福祉部
子ども部門	保育所	1 保育所の感染防止対策に関すること 2 保育所の児童の罹患状況に関すること 3 保育所、子ども発達支援センターでの感染拡大対策に関すること	子ども未来部
	子ども	1 保護を要する子どもへの対策に関すること	子ども未来部
学校教育部門	学校	1 市立学校・幼稚園での感染防止対策に関すること 2 市立学校・幼稚園内の罹患状況に関すること 3 市立学校・幼稚園閉鎖中の教育供給体制に関すること	教育委員会
医療部門	医療	1 県の新型インフルエンザ等に対する医療提供体制を踏まえた対応に関すること 2 医療体制の把握に関すること	市立病院
消防部門	消防	1 消防業務における救急対応に関すること	消防本部
環境部門	衛生 環境	1 ごみ、し尿、廃棄物処理の業務維持に関すること 2 遺体の安置及び火葬に関すること	環境部
	農政 環境	1 鳥インフルエンザサーベイランス（発生監視）の情報収集に関すること 2 家きんと野鳥接触防止の周知に関すること 3 飼育鳥、野鳥等の不審死の対応	産業文化部 教育委員会
上下水道部門	上下水道	1 水道水の供給確保に関すること 2 下水道施設の整備及び処理業務の保持に関すること	上下水道局
建設部門	建設	1 道路の管理及び交通機能維持に関すること	都市安全部

※担当部局については、主な部局を記載したもので、他部局との連携により対応すべき内容がある

【 用 語 解 説 】

1 インフルエンザ

インフルエンザは、ウイルスの抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

2 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

3 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

4 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症法第6条第9項)

5 病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

6 二次保健医療圏域

二次保健医療圏域は、入院医療を提供する体制の確保を図るため、一般病床及び療養病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域である。

医療法施行規則第 30 条の 29(区域の設定に関する基準)の規定を踏まえつつ、住民の生活圏、行政や保健医療団体の区域、中核的な医療機関の分布、患者の受診状況などを総合的に勘案して設定している。

7 疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

8 不顕性感染

細菌やウイルスなど病原体の感染を受けるが、病気の症状が現れずに免疫ができてしまう感染のこと。

9 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

10 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

11 相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市の窓口。

12 咳エチケット

インフルエンザの感染拡大を防ぐため、厚生労働省が提唱する咳をするときのマナー。マスクを着用する、マスクのない場合はティッシュなどで押さえる、使用したティッシュはごみ箱に捨てるなど。

13 プレパндеミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)

14 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

15 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、

排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

16 相談センター

海外発生期(県内未発生期)及び市内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行うもので、本市においては健康福祉事務所(保健所)に設置。

17 専用外来

海外発生期(県内未発生期)及び市内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザ等が疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

18 个人防护具(Personal Protective Equipment:PPE)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、その他の危険有害要因との接触から個人を守るために作成、考案された防護具をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

19 有症帰国者

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者で発熱呼吸器症状を有する者、その他新型インフルエンザ等が疑われる者。

20 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

21 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。